

申告は正しくお早めに

所得税・町県民税の
申告相談を、2月7日(金)から
町役場で行います。

お問い合わせ 町税務課 (☎852・5144)

令 和元年分所得税と令和2年度町県民税の申告相談を、2月7日(金)から町役場で実施します。町内ごとの申告相談日程は9ページをご覧ください。

申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在で本町に住所があり、次に該当する方。
 - ▼不動産・営業・農業・一時・雑所得・譲渡所得等があり、所得税に係る確定申告を提出してしない方
 - ▼給与所得者で、2ヶ所以上から給与を得ている方
 - ▼事業所からの給与支払報告書が町に提出されていない方
 - ▼令和元年中に中途または退職し、所得税の年末調整をしていない方
 - ▼各種控除を受ける方(年末調整済みの方を含む)
 - ▼生命保険の満期返戻金収入や死亡保険金等の収入があった方
 - ※平成31年1月～令和元年12月の間に収入がなかった方も、町では収入の有無を把握できないため、申告が必要となります。

申告に必要なもの

- 1 個人番号が分かる書類(マイナンバーカードや通知カード)と本人確認ができる書類(運転免許証や保険証など)
- ※本人確認書類のコピーは不要です。

- 2 印鑑
- 3 還付金の振込先情報(分かるもの)
- 4 所得計算に必要な書類
 - ・給与、年金等の源泉徴収票や給与支払証明書
 - ・営業、農業などによる所得がある方は、収入や経費が分かる帳簿類や、営業所得計算書、収支内訳書などを持参してください。

各種控除に必要な書類

- ・各種控除に必要な書類
- ・各種保険の保険料控除支払証明書(社会保険、生命保険、地震保険等)
- ・寄附金の採納証明書または領収書、受領書など
- ・配偶者控除や扶養控除を受ける方は配偶者や被扶養者の収入金額が分かる書類
- ・障害者控除を受ける方は障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方は住宅に係る登記事項証明書、契約書、借入金残高証明書、住まい給付金等の補助金関係書類
- ※土地や建物の売却や株式等の譲渡所得など、内容によっては税務署での申告をお願いすることがあります。
- ※後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付確認書は健康福祉課、国民健康保険税の納付確認書は税務課で発行します。

医療費控除について

「医療費控除」等の適用を受ける場合は、医療費の領収書の添付または提示(令和元年分までは可)に代えて次の書類の添付が必要となります。

- 1 医療費控除
 - 「医療費控除の明細書」または医療保険者等が発行した医療費通知
- 2 セルフメディケーション税制
 - 「セルフメディケーション税制の明細書」の添付と一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示

※なお、「医療費控除」を選択した場合、「セルフメディケーション税制」を受けることはできません。セルフメディケーション税制についての詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

「確定申告のお知らせ」のハガキについて

税務署から、申告書に代えて「確定申告のお知らせ」のハガキが送付されます。

確定申告書の作成に必要な情報が記載されていますので、申告相談の際は必ず持参してください。

3月1日(日)と8日(日)は申告相談を行います

当日の出入り口は役場正面玄関で、受付時間は通常どおりです。

税についての作文 受賞作品の紹介

五城目町納税貯蓄組合連合会
長賞受賞作品

「国を支える消費税」

五城目第一中学校3年
佐藤 和佳さん

私は、ある日このようなニュースを見ました。「二〇一九年の十月一日に消費税が10%に引き上げられることが決定しました。」このニュースを見て私は驚きました。正直、消費税が上がってしまうと、商品の値段が高くなってしまふので、とても嫌でした。消費税を上げることにメリットはあるのか疑問に思いました。そこで、消費税を上げることのメリットについて調べてみました。メリットは主に二つありました。

一つ目は「社会保障が安定する」ということです。社会保障とは、年金や医療保険、介護保険、生活保護などのことです。なぜ社会保障を安定させる必要があるのか、それは、少子高齢化が進んでいることが原因で、安定した税収が必要だったからなのです。社会保障を安定させると、私たちが老人になったときに、働かずに年金だけで安定した生活が出来るのです。

二つ目は「世代間の格差が是正される」ということです。これは、所得税や法人税を現役世代の人達が負担しているのに、それを高齢者の社会保障費に使えば、現役世代から不満が出ます。だから、このままさらさら所得税や法人税を増税すれば、その不満がさらに膨らみまわす。そのようなことにならないように、若い人も高齢者も同じく負担する消費税を増税して、

今月号では、「令和元年度中学生の税についての作文コンクール」で五城目町納税貯蓄組合連合会長賞を受賞した佐藤和佳さん(五城目第一中学校3年)の作品を紹介します。

現役世代の不満を減らし、世代間の格差を是正させるのです。このように、消費税を8%から10%に引き上げることのメリットについて調べてみると、意外とたくさんあって驚きました。調べる前までは、消費税を上げることが、メリッとして少し不満がありましたが、メリッとして豊かになるための消費税だったりと、私達の暮らしが明るくなるための消費税に繋がっていることが分かったのです。消費税が8%から10%に引き上げられることは私達、国民に対してマイナスなことではないことが分かりました。

これから消費税をはらうことは、毎日あると思うので、消費税をはらうことを嫌だと思わず、国のため、未来の国づくりに支えていくためだと思っではらいたいと思えました。

予備日	大川地区	昌隆区	内川地区	森山地区	昌隆区	五城目・馬川地区	富津内地区	馬場目地区	五城目地区	日付と曜日
16日					3/1日	28日	20日	17日	13日	2/7日
13日					2日	27日	19日	14日	12日	金
12日					3日	26日	18日	13日	11日	木
11日					4日	25日	17日	12日	10日	水
10日					5日	24日	16日	11日	9日	火
9日					6日	23日	15日	10日	8日	月
8日					7日	22日	14日	9日	7日	日
6日					8日	21日	13日	8日	6日	土
5日					9日	20日	12日	7日	5日	金
4日					10日	19日	11日	6日	4日	木
3日					11日	18日	10日	5日	3日	水
2日					12日	17日	9日	4日	2日	火
1日					13日	16日	8日	3日	1日	月
					14日	15日	7日	2日		日
					15日	14日	6日	1日		土
					16日	13日	5日			金
					17日	12日	4日			木
					18日	11日	3日			水
					19日	10日	2日			火
					20日	9日	1日			月
					21日	8日				日
					22日	7日				土
					23日	6日				金
					24日	5日				木
					25日	4日				水
					26日	3日				火
					27日	2日				月
					28日	1日				日

申告相談日程

準備はお早めに
会場：町役場4階大会議室

▶相談時間 午前9時～正午、午後1時～午後3時(受付時間は午前8時30分～午後3時)
※3月16日(月)は、午前9時～正午(受付時間は午前8時30分～午前11時)
※予備日は、大変混雑しますので、早めの申告相談をお願いします。